

# 文化事業に対する熊本県の後援及び共催、県知事賞の交付並びに挨拶文の交付に関する事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、文化に関する公演、展覧会、講演会等の事業（以下「文化事業」という。）の主催者等から熊本県に対し、当該文化事業の後援若しくは共催の申請、県知事賞の交付申請、プログラム等に掲載する県知事等の挨拶文（以下「挨拶文」という。）の交付申請があった場合における、その承諾基準及び事務処理手続等について定めるものとする。

## 第2 定義

この要領において「後援」とは、文化事業に対して後援の名義「熊本県」の使用を承諾することによって、熊本県が当該文化事業の実施について支援することをいう。

## 第3 後援の承諾基準

後援の承諾は、その文化事業が次に掲げる条件を充足するものであり、熊本県が後援をすることにより、本県文化の振興により一層の効果が生じると認められるものについて行うものとする。

- (1) 文化事業を実施する主体が、当該文化事業の遂行能力を十分に有すると判断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 国、地方公共団体又は公立文化施設であること。
  - ② 文化の普及・発展を目的として結成され、その活動が本県文化の振興に寄与すると認められる団体であること。
  - ③ 新聞社、放送局その他の報道機関等で公共的性格を有し、その活動が本県文化の振興に寄与すると認められる団体であること。
  - ④ 過去の活動実績等から、①から③に掲げる団体と同様にその活動が本県文化の振興に寄与すると認められる団体であること。
- (2) 文化事業の内容が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ① 本県文化の振興に寄与するもので公益性があること。
  - ② 政治的又は宗教的目的を持っていないこと。
  - ③ 営利を目的としないこと。
  - ④ 一部の県民を対象としたものではなく、事業の規模が県下全域にわたること。

## 第4 共催の承諾基準

共催の承諾は、前記第3の後援の承諾基準を充足し、かつ、熊本県がその企画又は運営に関与している文化事業で、本県文化振興施策の推進上多大な効果が生じると認められるものについて行うものとする。

## 第5 後援及び共催の申請の手続き

後援又は共催の承諾を希望するものは、申請書（様式1）を提出しなければならない。なお、様式1に定める記載事項を満たしている書類をもって申請書に代えることができる。

また、必要があれば、申請書のほかに、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 主催団体の規約又は会則、役員又は構成員の名簿
- (2) 当該文化事業の開催要項又は企画書
- (3) 当該文化事業にかかる収支予算書
- (4) 前回のプログラム、開催要項
- (5) その他必要と認められる書類

#### 第6 後援及び共催の承諾又は不承諾の通知

後援又は共催の承諾を決定したときは、必要な条件を付し文書（様式2）により申請者に通知する。なお、承諾しないことを決定したときも、その旨を申請者に通知する。

#### 第7 事業計画の変更

文化事業に対する後援又は共催の承諾の通知を受けたものは、当該文化事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ文書により承認を願い出なければならない。ただし、変更内容が軽易なものであると認められるときは、届出をもってこれに代えることができる。

#### 第8 承諾の取り消し

文化事業に対する後援又は共催の承諾をした場合において、当該文化事業の内容が次のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにその是正を求めるとともに、是正されなかった場合は、当該承諾を取り消すものとする。

- (1) 申請書の内容が虚偽に基づくとき。
- (2) 当該文化事業の内容が第3及び第4で定めた基準を逸脱するものとなったとき。
- (3) 第6の規定により付した条件に違反したとき。

#### 第9 県知事賞の交付基準

県知事賞の交付は、前記第3の基準を充足する文化事業であって、県知事賞を交付することにより、本県文化の振興により一層の効果が生じると認められるものについて行うものとする。

#### 第10 県知事賞の交付申請の手続き

県知事賞の交付を希望するものは、申請書（様式3）を提出しなければならない。

なお、様式3に定める記載事項を満たしている書類をもって申請書に代えることができる。

また、必要があれば、申請書のほかに、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 主催団体の規約又は会則、役員又は構成員の名簿
- (2) 当該文化事業の開催要項又は企画書
- (3) 当該文化事業にかかる収支予算書
- (4) 前回のプログラム、開催要項
- (5) その他必要と認められる書類

#### 第11 県知事賞の交付の承諾又は不承諾の通知

県知事賞の交付の承諾を決定したときは、必要な条件を付し賞状文案を添

付のうえ文書（様式４）により申請者に通知する。なお、後援又は共催並びに県知事賞の交付を同時に承諾する場合の通知は、様式５によるものとする。  
また、承諾しないことを決定したときも、その旨を申請者に通知する。

#### 第 12 県知事賞の交付についての準用

第 7、第 8 の規定は、県知事賞の交付について準用する。なお、「後援又は共催」とあるのは「県知事賞の交付」と読み替えるものとする。

#### 第 13 挨拶文の交付基準

挨拶文の交付は、文化の振興を目的とした事業で、特に挨拶文の交付の必要性が認められるものについて行うものとする。

#### 第 14 挨拶文の交付申請の手続き

挨拶文の交付を希望するものは、申請書（様式 6）を提出しなければならない。

なお、様式 6 に定める記載事項を満たしている書類をもって申請書に代えることができる。

また、必要があれば、申請書のほかに、次に掲げる書類を提出させることができる。

- （１）当該文化事業の開催要項又は企画書
- （２）前回のプログラム、開催要項
- （３）その他必要と認められる書類

#### 第 15 九州・沖縄文化力ロゴマークの使用申請

第 5 に定める後援及び共催の申請手続きにあたっては、九州・沖縄文化力推進会議が取り組む九州・沖縄文化力ロゴマークの使用促進のため、その使用希望を確認することとし、当該申請書（様式 1）の提出をもって、九州・沖縄文化力ロゴマークの申請をしたものとみなす。

#### 第 16 その他

この要領の運用にあたり必要な場合は、細目を定めて事務処理を行うことができる。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 「後援の依頼に対する取扱要領」（平成 10 年 1 月 9 日決定）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。